

令和3年度自動車税種別割の

督促状を発送しました。

令和3年7月20日

【おことわり】

本年7月5日現在で令和3年度自動車税種別割の納付が確認できていない方について、7月20日に督促状を発送しました。

すでに納めていただいた場合でも、納付場所や納付方法によっては、県で納付の確認ができるまで2～3週間前後要する場合があります。このため、行き違いで送付される場合がありますので、ご容赦くださいますようお願いいたします。

なお、6月16日以降に抹消登録された車については、今回の督促状は抹消以前の税額で通知されています。この場合、後日お届けする減額通知書で納付していただくか、最寄りの県税事務所もしくは自動車税事務所に抹消後の税額の納付書をご請求ください。

自動車税種別割の納付 お忘れではありませんか？

自動車税種別割の納期限は、5月31日です。まだ、納付がお済みでない方は、至急納付してください。

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、納期限内に納付された方との公平性を図るため、地方税法に定める自動車税種別割に係る滞納処分の規定により、財産を差し押さえることがあります。

事情により納付できない方は、住所を所管する県税事務所で納税相談してください。

※督促状の発送に関するよくあるお問い合わせは[こちら](#)をご確認ください。

○お問い合わせ・ご相談先

※月曜日～金曜日（祝日を除く）8時30分から17時15分

納税に関するご相談

●岐阜県税事務所 電話 058-214-6924

岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、岐阜県外にお住まいの方

●西濃県税事務所 電話 0584-73-1111(代表)

大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町にお住まいの方

●中濃県税事務所 電話 0575-33-4011(代表)

関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町にお住まいの方

●東濃県税事務所 電話 0572-23-1111(代表)

多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市にお住まいの方

●飛騨県税事務所 電話 0577-33-1111(代表)

高山市、飛騨市、下呂市、白川村にお住まいの方

住所変更や減免など課税に関すること

●自動車税事務所 電話 058-279-3781(代表)

自動車税の制度全般に関すること

●岐阜県庁税務課 電話 058-272-1111(代表)

○自動車税種別割Q & A

Q1 印字されている金額（税額）のみを納めればいいのですか？

A1 納期限の翌日から、本税額が納付される日まで延滞金が計算されます。督促状に記載された延滞金額は督促状発送日翌日（7月21日）で計算されています。納付が遅れると、記載金額以上に延滞金がかかることがあります。

<金融機関で納められる場合>

窓口で正しい延滞金の金額を確認していただき、差額がある場合は金融機関備付けの納付書で納めてください。ただし、ゆうちょ銀行、郵便局、県外の都市銀行は備付けの納付書がないため、延滞金に差額が発生する場合は、後日「延滞金納付書」をお送りいたします。

<キャッシュレス決済、コンビニ等で納められる場合>

キャッシュレス決済、コンビニ等では印字された金額のみの納付となります。納付すべき延滞金に差額がある場合は、後日「延滞金納付書」をお送りしますので、納めてください。なお、「コンビニ等取扱期限」を過ぎるとキャッシュレス決済、コンビニ等では納付できません。督促状裏面に記載のある金融機関もしくは最寄りの県税事務所、自動車税事務所で納めてください。

(※「キャッシュレス決済」…ペイジー、PayB、LINEPay、PayPay)

(※「コンビニ等」…コンビニエンスストア、MMK設置店)

Q2 今回の督促状でクレジットカードでの納付はできますか？

A2 クレジットカードでの納付はできません。クレジットカードでの納付は、納期限である5月31日までに納付していただく場合に限りです。督促状を送付した時点で期日が過ぎていますので、督促状裏面の納付場所での納付をお願いします。

Q3 自動車税種別割は車検時に納付すればよいのではないのですか？

A3 自動車税種別割の納期限は毎年5月31日と定められています。その日が土曜日の場合は6月2日、日曜日の場合は6月1日の月曜日になります。督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納付されない場

合は、地方税法に定める自動車税種別割の徴収金の滞納処分にかかる規定により、滞納処分をすることがありますので、早急に納めてください。

Q4 前年度に未納はありませんが、納税証明書欄が無効になっています。どうしてですか？

A4 今回送付した督促状の「発送日翌日時点で延滞金が生じている方」及び「コンビニ等取扱期限までに延滞金が生じる方」は、納税証明書欄が「無効」になっています。納付された延滞金が不足していた場合は、後日、納税証明書欄が有効になった延滞金納付書を送付しますので、早急に納めてください。

なお、5月6日に送付した納税通知書の納税証明書欄が有効になっている場合、コンビニ等では使えませんが、金融機関では引き続き使用できますので、ご利用ください。ただし、納付される日に延滞金が生じている場合は、延滞金もあわせて納めていただく必要があります。

Q5 車検用納税証明書を紛失しました。再発行できますか？

A5 平成27年10月から、運輸支局と岐阜県のシステムの連携により、自動車税種別割の納税確認が電子化され、車検等（継続検査・構造等変更検査）を受ける際に必要となる自動車税種別割納税証明書の提示が省略できるようになりました。

これにより、車検の2週間以上前に自動車税種別割が全て納税されていれば、運輸支局で納税確認が可能ですので、紛失等の場合の再発行は原則行いません。

詳しくは、こちら「車検用の納税証明書の提示が省略できるようになりました」のページをご覧ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/zeikin/kenzei/11110/nouzeisyoumeisyosyouryaku.html>

※納付後すぐに車検を受ける場合のほか、管轄変更（他県からの転入又は他県への転出）された自動車については、運輸支局での納税確認ができないことがあります。自動車税事務所もしくは最寄りの県税事務所へ、ご相談ください。

Q6 車を譲渡し所有していないのに督促状が届いた。なぜですか？

A6 自動車税種別割は、毎年4月1日午前0時現在の車検証記載の所有者等（運輸支局の登録による）に1年分が課税されます。ご質問のケースは、3月末日までに名義変更の手続きがなされていないと考えられます。名義変更がなされているかどうかについては、名義変更手続きの依頼先等に確認していただき、名義変更がなされていない場合は、早急に運輸支局で変更の手続きをしてください。

なお、4月1日以降に名義変更された場合は、旧所有者に1年分の自動車税種別割が課税されます。新所有者（所有権留保付き車両の場合は使用者となります。）へは、翌年度から課税されることとなります。

Q7 車が盗難に遭い、行方不明にもかかわらず督促状が届いた。どうすればいいですか？

A7 警察署へ「盗難届」の提出はお済みですか。「盗難届」が受理されていれば、自動車税種別割を減額することができます。警察署に、届出年月日、受理番号をご確認の上、自動車税事務所へご連絡ください。

Q8 車検の有効期間が切れて乗っていないにもかかわらず督促状が届いた。なぜですか？

A8 車検の有効期間満了の有無にかかわらず、運輸支局に登録されている自動車には、自動車税種別割が課税されます。使用されないのであれば、早急に運輸支局で抹消登録の手続きを行ってください。

Q9 乗っていた車が事故に遭い故障したため解体したのに督促状が届いた。なぜですか？

A9 自動車税種別割は運輸支局に登録されている自動車に課税されます。解体済みであっても運輸支局で抹消登録をしないと自動車税種別割が課税されます。早急に運輸支局で抹消登録の手続きを行ってください。

参考：自動車登録関係のお問合せ先（名義変更、抹消登録、住所変更等）

岐阜運輸支局

050-5540-2053

飛騨自動車検査登録事務所 050-5540-2054